

会 議 名	第8回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成26年9月2日(火曜日)午後5時30分から 午後7時30分まで
開 催 場 所	区役所9階914・915会議室
委 員	(出席者) 齋藤 潮 会長、杉山 朗子 副会長、大倉 富美雄 委員、宮脇 勝 委員、倉田 直道 委員、丸 純一 委員、 小林 敏樹 委員、川田 延子 委員 (欠席者) 村木 美貴 委員、池邊 このみ委員
	(臨時委員：港区景観アドバイザー) 田邊 学 氏、加藤 幸枝 氏、古賀 誉章 氏、 村岡 政子 氏
事 務 局	街づくり支援部長、特定事業担当部長、都市計画課長、開発指導課長、街 づくり計画担当係長、景観指導係長
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 2 議題 (1) 第7回港区景観審議会での主な意見及び対応方針について (2) 「環状2号線周辺景観形成特別地区」の見直しについて (3) 一般地域の「屋外広告物の表示等に関する配慮事項」の見直しについ て 3 その他 4 閉会
配 付 資 料	[事前配付] 資料1 第7回港区景観審議会での主な意見及び対応方針 資料2-1 環状2号線周辺のまちづくりの動き 資料2-2 環状2号線周辺景観形成特別地区における色彩基準の自由度 拡充 資料2-3 環状2号線周辺景観形成特別地区 景観計画改定素案 資料3 一般地域の「屋外広告物の表示等に関する配慮事項」の見直し 参考資料1 第7回港区景観審議会議事要旨 [席上配付] なし
会議の結果及び主要な発言	
事務局	(1) 第7回港区景観審議会での主な意見及び対応方針について (説明)

<p>事務局 アドバイザー 二</p>	<p>(2) 「環状2号線周辺景観形成特別地区」の見直しについて (説明) 3月に環状2号線が供用開始された後、道路標識が多く設置されたが、支柱が真っ白であり道路景観を乱している。支柱の色を変えてほしいが、警察協議のハードルが高いと伺っている。川越市や鹿児島県知覧町は支柱の色を変えており、長野市においてはすべて茶色で統一されている。必ずしも支柱の色が白でなければ事故が起きるわけではないため、警察と協議してほしい。費用はそんなにかからずとも、景観的な効果が大きいだろう。都がシャゼリゼ通りにする方針を出しているため、協議の余地はあるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>環状2号線の整備・管理主体は東京都であり、交通規制は公安委員会の所管となる。区は直接の権限を有していないが、いただいたご意見を伝え、検討の可能性について確認する。</p>
<p>委員</p>	<p>環状2号線は様々な事業者が関わっているだろう。どこが主体かにもよるが、道路占用に関し調整できる仕組みを確保しておいたほうが良い。本来ならば、道路占用などもエリアマネジメント組織が地域主導で調整できるとよい。道路に様々な物を整備されがちな状況になりかねないため、早くから検討したほうが良い。</p>
<p>委員</p>	<p>歩道舗装はレンガ舗装と書いてあるが、レンガ風舗装のことを指しているのか。70年代にレンガ舗装が流行したが、摩耗が早いため現在はほとんど使用されていない。摩耗の少ない質の高いレンガを使用するのか、アクセント的にレンガを使用するならあり得るかも知れないが、環状2号線で再びレンガ舗装するのはあまり理解できない。</p>
<p>事務局</p>	<p>舗装については、東京都が学識経験者を含めた地上部道路景観検討委員会を立ち上げ、既に検討済みであることから、変更は難しいものであると考える。なお、昨年度の第5回景観審議会時には、ベージュ系のレンガ舗装であると東京都から伺ったが、現在はベージュ系という表現ではなく単にレンガ舗装と聞いている。</p>
<p>委員</p>	<p>自転車道もレンガ舗装を行うのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>歩道部の舗装にレンガ舗装が使用される。</p>
<p>委員</p>	<p>レンガタイルのことを指しているのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>東京都に確認する。</p>
<p>会長</p>	<p>レンガ舗装にすると、なぜ危ないのか。</p>
<p>委員</p>	<p>レンガ舗装は、目地以外が磨り減ってしまうため、数年で通行が危険になる。本当にレンガを埋め込むのかは、再度東京都に確認してほしい。求める性能によって使用する舗装材は異なるだろう。</p>
<p>委員</p>	<p>レンガを舗装として直接埋め込むのではなく、保水性等の機能を伴った舗装を行うのではないかと推測する。</p>
<p>委員</p>	<p>道路上に設置するパラソルやテーブル、椅子等について、海外では通常デザインルールが定められているが、環状2号線で設置される際に審査できる場はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まずはエリアマネジメント組織の事務局で、地域としてデザインルールを定めることが出来るか、色の統一等ができるかを検討していただきたいとお話ししている。</p>

<u>委員</u>	路上に設置するパラソルやテーブル等について助言・指導は必要であり、安全性等をチェックする意味でも海外では当たり前である。地域の人々が自由に設置できるようになると、景観への影響が大きいため危険である。道路上の工作物は沿道の建築物同様にどのようなものが今後設置されるのか。
<u>事務局</u>	道路上の工作物としては自立式看板が今後でてくるのではないかと聞いている。
<u>委員</u>	建築物に付属したパラソル等の届出制度はあるのか。それらのデザインルールは定められているのか。
<u>事務局</u>	景観計画上は厳密には届出対象とならないが、建築物は届出の対象となるため、その際にパラソル等を含めた外構のデザインもあわせて景観指導を行っていくこととなるだろう。
<u>委員</u>	海外事例を多く調査し整理しているため、参考にして欲しい。誰が運用するかにもよるが、景観に対してだけでなく、課金等の罰則で規制することも考えられる。ルールをきちんと運用することによって、環状2号線でしか出来ないこともあり、良い先進事例となりえる。専門家が来てアドバイスしたほうが、何から考えないといけないかが決まるため、運用がだいぶ変わってくる。
<u>会長</u>	道路上の設置物に対し、港区として直接景観指導できる場はあるのか。
<u>事務局</u>	オープンカフェについては、東京都再開発事務所のほか、区も会議に出席しているため、意見する機会はある。
<u>委員</u>	街路樹の成長可能性を調査していると、ハナミズキは他の街路樹ほど大きくなっている例を都内では見かけない。他の街区の街路樹と比べて成長が乏しい場合、樹種を見直しできる可能性はあるのか。
<u>事務局</u>	ハナミズキが植樹される部分は、地下道路からの出口があり車道が広く歩道が狭くなるため、その配慮としてハナミズキを選定されたのかもしれない。
<u>アドバイザー</u>	ハナミズキは、元々小さい木という訳ではなく、生育環境が悪く育たないことが理由である。アドバイザー会議でも、外構でハナミズキを植えることは基本的に避けるよう指導している。
<u>アドバイザー</u>	都心ではあまりハナミズキを見ない。
<u>事務局</u>	港区では区の木としてハナミズキを指定している。プラタナスは、1本辺りの値段が高く、明治通りといった広幅員の道路や区道でも植えているが、強い西日の影響を受けて10年程度で枯れてしまう。桜などと並んで区民からの人気は高く要望が多い。道路管理者である東京都が検討し決定した以上は育てなくてはならないが、十分に成長しなければ見直すことも必要だろう。
<u>委員</u>	なぜハナミズキが区の木なのか。もう少し違う種類を選んでくれれば良かった。
<u>事務局</u>	アンケート等で色々な意見を伺った結果、区の木として定めている。ハナミズキは、東京市からワシントン市に贈った桜のお返しとして頂いたものであり、非常に美しい木であると人気が高かった。
<u>委員</u>	状況が変化してきているため、区の木の変更を検討することはあるのか。
<u>事務局</u>	可能性はあると思うが、ハナミズキは昔より品種改良もされてきている。

<u>アドバイザ</u> <u>二</u>	<p>トウカエデとシマトネリコは外来種であり、生物多様性の観点から外来種の導入にはチェックが厳しい。東京都が用いる街路樹に、外来種が使われていることに抵抗を感じる。樹種の在来種・外来種について検討委員会で議論が行われたのかは、東京都に確認が必要である。</p>
<u>会長</u>	<p>都と区で担当が分かれる部分であるため、意見を伝え確認・調整が必要だろう。</p>
<u>委員</u>	<p>新たな街並み再生地区の指定や虎ノ門ヒルズ周辺の再開発の動きなど、ここ直近のまちづくりの動きもフォローしていくと良い。</p>
<u>事務局</u> <u>委員</u>	<p>(説明) 渋谷区景観計画も強調色とアクセント色の違いがわかりづらい。事務局も混同しながら運用している自治体がある。外壁基本色が4/5と強調色1/5を合わせると100%になり、アクセント色1/20以下の範囲で使用できるとのことだが、色彩基準の中にもどこにも書いていないため、わかりづらい。</p>
<u>事務局</u>	<p>アクセント色については色彩基準の「考え方」欄に使用可能範囲を記載している。外壁基本色および強調色とは別にアクセント色を1/20以下の範囲で使用することができるということである。わかりにくい記載であるため表現を検討する。</p>
<u>委員</u>	<p>今回改定する環状2号線周辺景観形成特別地区の色彩基準の「考え方」欄には、「面積は各階外壁各面の1/5以下の範囲」と書いてある。強調色のことを指しているのではないか。</p>
<u>事務局</u>	<p>色彩基準の表では外壁基本色と強調色の区分けしかなく、アクセント色の欄が無いので、わかりづらくなっている。一般地域ではアクセント色を外壁各面の1/20以下までしか使用できないが、環状2号線周辺景観形成特別地区では建物低層部(高さ15m未満の部分)の範囲内で、アクセント色を各階外壁各面の1/5以下まで使用範囲を拡大したいという意味である。</p>
<u>アドバイザ</u> <u>二</u>	<p>同地区の「考え方」欄で、「中彩度・低彩度の色彩を基本」と書かれているが、「中明度・低彩度」の間違いではないか。</p>
<u>事務局</u>	<p>「中彩度・低彩度の色彩を基本」とするという意図で書いている。</p>
<u>委員</u>	<p>アクセント色を使用できるのは、建物低層部なのか、各階外壁各面の1/5以下に使用して良いのかがわかりづらい。</p>
<u>事務局</u>	<p>建築物の低層部(高さ15m未満)の中で、各階外壁各面の1/5以下に限っている。アクセント色について記載を整理する。</p>
<u>委員</u>	<p>建築物の高層部(15m以上)において、「色相5Y~10RP(主に緑・青・紫の寒色系)の色彩」を制限するとのことだが、5Yは一般的でよく使用されている色である。建築計画を立てる側からすると色彩の制限が厳しい印象を受ける。7.5Y~10Yもしくは5.5Yや6Yまで使用できるよう検討してもいいのではないか。 外壁基本色で、色相0R~4.9YRで明度4以上8.5未満、彩度4以下を許容する場合、ピンクビルが色彩基準では使用可になっている。色彩基準を見た印象として、ピンクの町並みになるのではないかと感じることもある。</p>
<u>会長</u>	<p>中彩度・低彩度を基本というより、高彩度を使用できないと書いた方がわかりやすい。表現をよりわかりやすくすること。</p>
<u>事務局</u>	<p>色彩基準については、色相5Y~10RPの規制幅及びアクセント色などの表現について、再度検討する。</p>

アドバイザー 二	アクセント色、強調色という表現はわかりにくいいため、検討を要する。 自然素材という表現についてだが、タイルは含まれていないのにレンガが書かれている。レンガは加工物である。また、もともと黒い木材はなく焼いて加工されたものである。これらも自然素材というのか。
会長	揚げ足を取る人も出てくる。貴重な意見とすること。
委員	建築物の景観形成基準における照明の配慮事項に、高輝度のものは使用できないよう記載を加えてほしい。光の配置も重要である。
委員	車の運転等に影響するグレアも、配慮してほしい。
事務局 会長	(3)一般地域の「屋外広告物の表示等に関する配慮事項」の見直しについて (説明) プロジェクションマッピングの定義が曖昧である。最近はまだ大きな壁面に投影されるものをプロジェクションマッピングと言うものもある。定義が曖昧なものを配慮事項内で記載しておかない方がよいのではないか。
事務局	景観指導として現地視察した青山通りのプロジェクションマッピングの例も、ただ壁に投影したものであった。
会長	「プロジェクションマッピングもしくはそれに類するもの」と書くこともありうる。
委員	従来の広告物の枠に入らないものも多く出てきている。建築物に直接ビジョンされているものもあり、アートと広告物との境界が曖昧である。明らかに広告物と言えないものの事例が、全国で多くある。あらかじめスタディをして、対応を検討しておいたほうが良いだろう。港区ではある程度早めにそのような事例が出てくる可能性もある。銀座や大阪あたりでも事例がある。
委員	渋谷区の事例では、外壁にLEDを前面に映し出していて、その中に広告を盛り込んでいる例があった。これらは、プログラムを変化させることが容易である。渋谷区では外壁基本色と判断し、景観指導を行った。 景観規制基準にもLEDに関する事項を入れた方がよい。ガラスや内壁の広告物についても、景観審議として扱うべきではないか。
会長	皆さんが様々な事例をご存じなので、情報提供の場を設けることもよいだろう。
委員	【色彩】の「コーポレートカラーを活かした反転表現」の例に載せているのは、下地に赤を使ってはいけないという意味ではないだろう。例の出し方は適切かどうか、もう一工夫してほしい。
アドバイザー 二	アドバイスしたが、具体的な形にするのは難しい。具体的な変更案があれば教えて頂きたい。
会長	例示が2～3事例あるとよい。
アドバイザー 二 委員	街並みとしてどう見えるかという事例写真があるため、材料を提供する。 「中彩度を生かした」という説明だけでなく、「やや明度を下げて」など説明を加えたい。
委員	「明度の対比をつけて高彩度色の面積を減らした表現」の例は、かえって字が小さくて見にくくなっている印象を受ける。

<u>アドバイザー</u> 二	<p>京都ではCI カラー色を 20%以下にする取り組みをしており、景観上の効果が出ている。文字は可読距離の兼ね合いもある。この資料は景観計画に載せるものではなく、窓口で使用するものであるため、随時事例を付属していければよい。デザインと言うよりは、一人一人がもつセンスの問題だろう。</p>
<u>委員</u>	<p>フラッグの記載は、1 種類の掲示は良くない、と誤解を招く可能性がある。「複数を使う場合は」と注意書き出来るとよい。</p>
<u>委員</u>	<p>交互につけるなど、というのもデザインの選択肢の一つであり、誘導内容としてあまり書き過ぎなくても良いのではないか。</p>
<u>委員</u>	<p>「情報量の多いフラッグは避ける」などは書いてほしい。</p>
<u>委員</u>	<p>警察が掲げている「交通安全」や店舗ののぼりなども、屋外広告物の景観指導の対象になるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>のぼりに関しては、今まで景観指導を行ったことがない。フラッグについては商店街からの相談が多く、ミッドタウンのフラッグを例示として挙げている。</p>
<u>アドバイザー</u> 二	<p>「アルファベットや数字は、漢字に比べて 50%の大きさと十分判読可能」と書かれているが、交通モビリティ財団では 75%の大きさとしているため、根拠を確認してほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>屋外広告物の知識デザイン編と、道路標識設置基準を参考にした数値である。</p>
<u>アドバイザー</u> 二 <u>事務局</u>	<p>文献によっては差があるため、幅のある表現にしてもらいたい。</p>
<u>事務局</u>	<p>了解した。</p>
<u>委員</u>	<p>光源を使用する場合は白色としているが、飲食店で暖色系をつかっているものもある。こちらも協議の対象になるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>白熱灯などは良いが、赤色灯など派手な電飾の使用を避けたいという趣旨である。</p>
<u>委員</u>	<p>自宅の近くで、むりやり長く突き出している看板があった。東京都の基準である突き出し幅 1 m以内には入っている。周辺から極端に突き出して表示している広告を制限できるルールはあるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>突き出し広告は出幅を抑えて、規則正しく並べるように指導する。</p>
<u>委員</u>	<p>突き出し幅は安全性だけでなく、景観の面からも指導できると良い。</p>
<u>事務局</u>	<p>その他 次回の港区景観審議会は、1 2 月頃を予定している。日程は別途連絡する。</p>